

公益社団法人熊本県柔道整復師会 役員報酬規程

(支給額)

第1条 定款第28条第1項に定める、理事及び監事への報酬の支給の基準は次の通りとする。

一 会長	280,000 円
二 副会長	140,000 円
三 会長及び副会長を除く理事	90,000 円
四 監事	65,000 円

(支給時期及び支給方法)

第2条 役員報酬の支払い時期は、事業年度末までとする。

2 支給方法は、通貨をもって直接本人に支払うか、又は本人の預金口座に振込にて支給する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。